

平成 26 年度 地域づくり活動支援体制整備事業 募集要領

■応募受付期間

平成 26 年 4 月 2 日（水）～平成 26 年 5 月 12 日（月）18:15 まで

■問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2

国土交通省国土政策局地方振興課 駒井、高橋、武林

連絡先 Tel:03-5253-8404(内線 29-583)

E-mail: komai-m237@mlit.go.jp

平成 26 年 4 月

国土交通省

I. 平成 26 年度 地域づくり活動支援体制整備事業の概要

1. 事業の趣旨

1. 1 背景・目的

地方部において、地域の活性化を図り、豊かで安全・安心な生活を実現していくためには、多様な担い手が参加し、地域資源を活かしながら、地域の現場の活力と知恵により、地域における新たな職や生活サービスを生み育てていくことが必要です。これは特に、人口減少、高齢化等により活力の減退している地方中小都市やその周辺の農山漁村地域において喫緊の課題となっています。国土形成計画においても、NPO、企業等の多様な民間主体を地域づくりの担い手と捉え、それら相互や行政との有機的な連携により、新しい地域経営や地域課題解決のシステムを構築する必要性が示されています。このため、本事業は地方部において NPO、企業等の多様な民間主体による事業型の地域づくり活動（地域ビジネス）を効果的に促進する仕組み（地域づくり活動支援体制）の構築及び活動を支援することにより、地域ビジネスの活性化や新たな雇用の創出等を図り、もって地方部の活性化に寄与することを目的としています。

1. 2 概要

事業型の地域づくり活動を行うに当たっては、ノウハウ、人材、資金調達等の点で困難さを伴うことから、専門的なマネジメント支援等の中間支援を行うことが効果的ですが、単独の組織による中間支援活動ではなく、中間支援活動を実施することができる主体が連携し、様々な地域づくり活動に対して持続的に支援していくことが重要です。

そこで、地方部における事業型の地域づくり活動を促進するために、現場の活力や知恵を結集する仕組みとして、地方公共団体、地域金融機関、NPO、民間企業等の地域の多様な主体が連携した常設の地域づくり活動支援体制の構築を推進していくこととします。

当該事業は、この地域づくり活動支援体制が行う事業型の地域づくり活動への中間支援活動に要する経費を補助するものです。

Ⅱ. 募集内容

1. 事業の概要

1. 1 応募主体

地域づくり活動に対する中間支援活動を行う地域づくり活動支援体制は、次の(1)～(7)の要件をすべて満たすものとしします。

- (1) 地域づくり活動に対する効果的な中間支援活動が実施できる以下のような主体から構成される組織であり、少なくとも次の①及び②に示す主体がそれぞれ1者以上含まれていること。

- ① 地方公共団体（市町村等）
- ② 地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等）
- ③ 民間事業者（地元民間企業、NPO 法人、財団・社団法人、漁協、農協、大学等）

- (2) 規約等により、名称、目的、事業内容、代表者、構成主体、事務局の所在地（以下、「所在地」）、事務処理及び会計処理の方法等を定めている、又は当該事業採択後において速やかに同様の内容が定められると認められる協議会や委員会等の組織であること。

- (3) 活動エリア（単独もしくは複数の市町村単位）を定め、当該活動エリア内における多様な地域づくり活動に対して構成主体が連携して支援を行える体制を敷く常設の組織であること。

- (4) 中間支援活動に関する事業計画を明確に定め、継続的に活動できる見通しがあること。

- (5) 構成主体が単独もしくは連携しての中間支援活動を遂行するに足る能力・経験・実績等を有すること。

(6) 所在地及び活動エリアが次に掲げる地域以外であること。

- ① 首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）に基づく既成市街地及び近郊整備地帯を含む市町村
- ② 近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）に基づく既成都市区域及び近郊整備区域を含む市町村
- ③ 中部圏開発法（昭和 41 年法律第 102 号）に基づく都市整備区域を含む市町村

注) ①～③に該当する市町村名は別表をご参照ください。

(7) 構成主体に、次に掲げる団体が含まれていないこと。

- ① 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
- ② 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体

1. 2 補助対象となる活動

(1) 補助対象となる中間支援活動は、地域づくり活動の自立・継続に向けた、プランニング、マッチング、マーケティング等のきめ細やかなアドバイス等を実施する活動であり、1. 2 (2) の要件を満たす地域づくり活動に対し、明確な事業計画・収支計画に基づき、地域づくり活動支援体制の構成主体が連携して行う伴走型の支援（ハンズオン支援）活動とします。

(2) 中間支援活動の対象とする地域づくり活動は、次の①と②に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ① 地域の活性化や地域の抱える課題の解決を目的とし、NPO、民間企業等の多様な主体が担い手となって行う活動（地域づくり活動）のうち、地域の資源を活かした商品開発、観光開発、サービスの提供といった、主として事業収入等によって活動資金を自ら調達しようとしている活動であること。
- ② 地域づくり活動が、1. 1 (6) ①～③に示した地域以外で行われること。

(3) 過去三年間に国土交通省国土政策局が実施する事業において補助や支援を受けたものである場合には、その取組を発展させたものであることとします。

1. 3 支援の対象となる経費

(1) 支援の対象となる中間支援活動に要する経費は、具体的には次のようなものとします。

- ① 企画開発支援経費
(地域づくり活動団体による商品の企画開発、専門的分析、ワークショップや研修の開催に対する支援等に要する経費)
- ② 販売促進・販路開拓支援経費
(生産者と販売者間のマッチング、試験販売や店舗出店への支援等に要する経費)
- ③ 経営指導経費
(地域づくり活動団体の事業計画、収支簿作成等に対する支援等に要する経費)
- ④ 情報発信経費
(イベントや事業の紹介、周知等に要する経費)
- ⑤ その他中間支援活動に要する経費

※上記は地域づくり活動が特産品開発である場合を例にしたものであり、他の場合においてもこれに準ずるものであれば、支援の対象となります。

(2) (1) についての具体的な科目は下記の通りです。このうち、1. 2の要件を満たす中間支援活動を実施するために必要な経費であって、適切かつ効率的に計上されているものが対象となります。なお()内は経費の内訳の一例であり、これら以外にも中間支援活動に必要と認められる経費は補助対象となります。

- ・謝金 (外部の専門家等の招聘に要する謝金)
- ・旅費 (外部の専門家等の交通費、地域づくり活動支援体制の構成主体の交通費(当該事業に関連するものに限る))
- ・会議費 (当該事業に関する会議に要する会場借上費、資料費、お茶代)
- ・通信運搬費 (書類の郵送代、電話料等の通信費及び事務用諸物品の運搬に要する経費)
- ・広報費 (事業やイベントの周知を実施するための広告費、web ページ作成費)
- ・借料・損料・使用料 (物品等の使用料又は賃借料)
- ・外注費 (マーケティング市場調査、研究開発分析等、事業の一部を外部に委託する場合に要する経費)
- ・賃金 (当該事業の実施に必要な臨時職員等の賃金)
- ・消耗品費 (各種事務用品費及びその他の消耗器材費)
- ・雑役務費 (送料や手数料に要する経費、単純作業の外注費)
- ・報告会経費 (国土交通省が別途開催する報告会に出席するための交通費(東京都内近郊にて開催予定))
- ・印刷製本費 (冊子を製本するのに要する経費)

(3) 以下のような経費は対象となりません。

- ① 国、都道府県、市町村等により別途、同一中間支援活動や地域づくり活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ② 恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得費等中間支援活動の範囲に含まれ得ない経費
- ③ 営利のみを目的とした中間支援活動や中間支援活動ではなく地域づくり活動そのものとみなせるものに関する経費
- ④ コミュニティファンド等への初期投資(シードマネー)、出資金
- ⑤ 地域づくり活動の担い手への直接的な資金助成とみなされる経費
- ⑥ 地域づくり活動支援体制の構成主体の恒常的な人件費
- ⑦ 事務所等に係る家賃、補償金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ⑧ 懇親会に係る経費
- ⑨ その他当該事業と無関係と思われる経費

(4) 当該事業の一部を地域づくり活動支援体制以外の者に委託する場合には、事前に国土交通省の可否を確認する必要があります。(活動の主たる部分の委託はできません。)

(5) 採択にあたり、対象経費の精査を行い、上記(3)に該当する経費等が含まれている場合には、補助金額から控除します。

1. 4 実施期間

平成27年3月2日(月)までの活動を対象とします。

1. 5 支援額の上限

地域づくり活動支援体制1件あたりの補助金額の上限は350万円(税込)とし、申請に基づき予算の範囲内で決定します。

また、地域づくり活動支援体制において、達成目標を設定することとし、その目標に対して著しく成果が低いと認められた場合、全部又は一部の補助金の交付を行わない場合があります。

1. 6 採択後の交付申請について

(1) 当該事業の採択を受けた場合には、速やかに交付申請書を提出してください。地域づくり活動支援体制の構築見込みで申請し採択を受けた場合、速やかに地域づくり活動支援体制を構築し、その上で交付申請書を提出してください。

(2) 交付申請等の手続きの詳細については、「地域づくり活動支援体制整備事業費補助金交付要綱」をご参照ください。

(3) 補助金については交付決定通知日以降の経費が補助対象となります。

Ⅲ. 補助事業者の選定

1. 補助事業者の選定

1. 1 選定方法・件数

外部有識者からなる第三者委員会の意見を踏まえ、1. 2に示す「選定基準」に従って、応募締切までに応募があったものの中から、概ね各地方ブロックに1件ずつ合計10件程度を選定する予定です。

1. 2 選定基準

選定にあたっては、以下の観点から審査を実施致します。

(1) 形式審査

- ① 応募主体が、Ⅱ. 募集内容の1. 1に掲げる要件を満たしていること。
- ② 応募活動が、Ⅱ. 募集内容の1. 2に掲げる要件を満たしていること。

(2) 内容審査

応募内容に対し、下記の各項目について審査します。なお、地域づくり活動支援体制が行う中間支援活動のほか、本体制の支援対象となる地域づくり活動についても内容審査の対象になります。

	中間支援活動	地域づくり活動
① 有効性	・中間支援活動の内容が地域づくり活動の自立・継続に繋がる斬新かつきめ細やかなハンズオン支援となっているか。	・地域の活性化や地域の抱える課題の解決に有効で公益性・共益性を有し、地域の資源や特性を活かした活動であるか。
② 継続性	・地域づくり活動支援体制の平成27年度以降の事業計画等が妥当であり、当該補助の終了後も様々な地域づくり活動に対して中間支援活動を実施することができるか。	・地域づくり活動の自立性・継続性が期待できる内容となっているか。
③ 適合性	・地域づくり活動支援体制またはその構成主体が中間支援活動を実施する能力・経験・実績を有しているか。	・新たな職やサービスを生む、事業型の地域づくり活動（地域ビジネス）である又はその見込みがあるか。
④ 実現性	・実施する中間支援活動の事業計画及び収支計画が適切で実現性のあるものであるか。	・当該事業において適切な目標を設定し、その目標が実現性のあるものとなっているか。
⑤ 即応性	・速やかに中間支援活動が開始できるよう、地域づくり活動団体との間で調整が進んでいるか。	

(3) ヒアリングの実施

選定にあたり、応募内容についてヒアリングを実施する場合があります。また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合があります。

(4) 選定結果の公表

選定結果については、採択団体に対して採択通知を通知するとともに、国土交通省国土政策局地方振興課ホームページ（http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000061.html）にて採択団体名、事業内容等について公表します。

2. 応募方法

応募の際は、下記の宛先まで持参または書留郵便によりご提出下さい。

【宛 先】 〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省国土政策局地方振興課 担当 駒井

【応募締切】 平成26年5月12日（月） 18：15必着

【提出内容】 下記の書類及びその電子データを保存した電磁記録媒体（CD-R等）

- ・応募申請書
- ・様式1：応募団体概要書
- ・様式2：中間支援活動の計画
- ・様式3：内容審査評価表（中間支援活動）
- ・様式4：地域づくり活動の事業計画
- ・様式5：内容審査評価表（地域づくり活動）
- ・様式6：必要経費の内訳
- ・様式7：全体収支計画
- ・様式8：他の補助・支援事業等
- ・添付資料：地域づくり活動支援体制の規約等（又はその案）の写し
：地域づくり活動支援体制にて定める賃金の規定・謝金規定・
旅費規定の写し

その他、上記の様式に記載する内容を補足する資料がある場合は、
参考資料としてご提出ください。

【問合せ先】 TEL 03-5253-8404

Mail komai-m237@mlit.go.jp、takahashi-y2xd@mlit.go.jp

担当 駒井、高橋

IV. 留意点

- (1) 補助金の採択を受けた地域づくり活動支援体制（以下、「補助事業者」という）は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、または補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければならないこととします。
- (2) 補助金の交付決定前に着手したものについては補助対象外になりますので、ご注意ください。そのため、応募・交付申請に要する経費などは、交付決定日以前に発生する経費であり、補助の対象とはなりません。
- (3) 提出された応募申請書は原則として返却しません。
- (4) 補助事業者は本事業実施期間中に、地域づくり活動支援体制の次年度以降における自立的な活動に関して、応募時に様式8にて提出した事業計画についてさらに検討を進めていただきます。
- (5) 補助事業者は補助事業を完了後、実績報告及び次年度以降における事業計画をまとめた報告書の電子データ（CD-R等の媒体）を提出していただきます。
- (6) 応募申請時においては定量的な成果目標を示して頂き、その達成状況及び（3）における報告書の内容によっては、一部又は全部の補助金を支払わない場合があります。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、他の経理と明確に区分し、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払い領収書等）を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。また、会計経理に当たっては、独立した口座を設けるとともに、精算の際には証拠書類の写しを提出していただきます。
- (8) 交付決定を受けた補助事業者は、補助金の執行に係る全ての責任を負うことになり、補助事業経費の適正な処理や採択された補助事業を遂行する等の義務が生じます。
- (9) 補助金は（8）によって額が確定したのちに精算払いとなります。
- (10) 事業完了後には、国等により当該事業の成果を公表します。また、各補助事業者におきましても個別に当該事業の成果を公表していただきます。

- (11) 補助事業者は、国等が別途開催する、地域づくり活動支援体制構築に係る報告会等において、成果を報告していただきます。
- (12) 補助事業者は、国が別途契約する「平成 26 年度 地域づくり活動支援体制の連携促進に関する検討調査（仮称）」業務の受託業者から工程管理を受けていただきます。
- (13) 必要があると判断された場合、事業後に補助事業に係る報告等を求めることや、関係者の事業聴取、事業成果の発表をしていただく場合があります。

別表

当該事業における「三大都市圏」に該当する市町村一覧

(平成 26 年 4 月 1 日時点)

1. 首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯を含む市町村

首都圏	茨城県	龍ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、守谷市、坂東市、つくばみらい市、五霞町、境町、利根町
	神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、愛川町
	埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、宮代町、杉戸町、松伏町
	千葉県	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
	東京都	特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町

2. 近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域を含む市町村

近 畿 圏	大 阪 府	全市町村
	京 都 府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎市、久御山町、井手町、精華町
	奈 良 県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町
	兵 庫 県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町

3. 中部圏開発整備法に基づく都市整備区域を含む市町村

中 部 圏	愛 知 県	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
	三 重 県	四日市市、桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、朝日町、川越町

平成 26 年度 地域づくり活動支援体制整備事業
応募申請書

平成 年 月 日

国土交通省 国土政策局
地方振興課長 殿

(応募団体住所)
(応募団体名)
(代表者氏名)

(取組の名称)

上記の事業について、下記の資料を添えて、応募申請致します。

- ・様式 1 : 応募団体概要書
- ・様式 2 : 中間支援活動の計画
- ・様式 3 : 内容審査評価表 (中間支援活動)
- ・様式 4 : 地域づくり活動の事業計画
- ・様式 5 : 内容審査評価表 (地域づくり活動)
- ・様式 6 : 必要経費の内訳
- ・様式 7 : 全体収支計画
- ・様式 8 : 他の補助・支援事業等
- ・添付資料 : 地域づくり活動支援体制の規約等 (又はその案) の写し
: 地域づくり活動支援体制にて定める賃金の規定・謝金規定・旅費規定の
写し

(担当部署)
(役 職)
(担当者氏名)
(電話番号)
(E-mail)

※地域づくり活動支援体制が構築見込みの場合は、事務局となる予定の団体の代表者が申請して下さい。

平成 26 年度 地域づくり活動支援体制整備事業
 <応募団体概要書>

項目	記入欄	
(ふりがな) 応募団体名		
(ふりがな) 事務局所在地		
設立年月日 (設立予定)		
(予定) 代表者	(所属団体名) (役 職) (氏 名)	
各構成主体	構成主体	代表者
規約等	有 ・ 作成中 (どちらかに○を付けてください)	
	【目的】 【事業内容】 【活動エリア】 【事務処理及び会計処理の方法】	
各構成主体の 中間支援実績	構成主体名	中間支援実績 (実施年度、支援内容、成果など)

※枚数制限はありませんが、簡潔かつ具体的に記載してください。

地域づくり活動支援体制が構築見込みの場合はその旨が分かる記載をしてください。

平成 26 年度 地域づくり活動支援体制整備事業

< 中間支援活動の計画 >

項目	記入欄	
中間支援活動の内容等	【事業名】 【中間支援活動の内容】 【地域づくり活動の自立・継続に向けた支援の考え方】	
支援活動フロー (平成 26 年度)	【フロー図】	
中間支援活動の実施体制	【実施体制図】	
	【実施体制及び構成主体間の連携の考え方】	
	【構成主体間、地域づくり活動団体との調整状況】	
当該事業における中間支援活動のスケジュール	年度	活動内容
	平成 26 年度	
	平成 27 年度	
	平成 28 年度	
他の主体との連携	構成主体名	活動内容
地域づくり活動支援体制の事業計画	【平成 26 年度】 (上記に記載した事業以外の実施事業があれば、その事業名、事業内容、実施期間、実施場所、支援対象となる地域づくり活動、活動資金調達方法等について記載して下さい。) 【平成 27 年度以降】 平成 27 年度以降の事業計画として、事業名、事業内容、実施期間、実施場所、支援対象となる地域づくり活動、活動資金調達方法等について記載して下さい。	

※枚数制限はありませんが、簡潔かつ具体的に記載してください。

平成 26 年度 地域づくり活動支援体制整備事業
 <内容審査評価表（中間支援活動）>

項目	記入欄
有効性	<p>（中間支援活動が地域づくり活動の自立・継続に繋がる、斬新的かつきめ細やかな内容となっているかについて記載して下さい。）</p>
継続性	<p>（本補助金が終了した後も、多様な地域づくり活動団体に対して継続的に中間支援活動が実施できるかについて記載して下さい。）</p>
適合性	<p>（地域づくり活動支援体制がすでに連携体制を取り、中間支援活動を行う能力やこれまでに中間支援活動を行った経験・実績を有しているかどうか、もしくは各構成主体が中間支援活動を行う能力やこれまでに中間支援活動を行った経験・実績を有しているかについて記載して下さい。）</p>
実現性	<p>（地域づくり活動支援体制の平成 26 年度における事業計画、収支計画が実現性のあるものであるかどうかについて記載して下さい。）</p>
即応性	<p>（地域づくり活動支援体制と地域づくり活動の間における調整が進んでおり、採択後、速やかに事業を開始できるかどうかについて記載して下さい。）</p>

※枚数制限はありませんが、簡潔かつ具体的に記載してください。

平成 26 年度 地域づくり活動支援体制整備事業
 <地域づくり活動の事業計画>

項目	記入欄		
活動対象地域の概要及び認識する地域課題	【地域の概要】		
地域づくり活動の内容等	【地域づくり活動主体の概要】 【地域づくり活動の概要及び事業型であることの説明】 【地域づくり活動を実施することにより得られると思われる効果・成果・目指すもの】		
これまでの活動経過等	【活動経過】 【活動実施にあたっての制約・課題】		
活動スケジュール	年度	活動内容	
	平成 26 年度		
	平成 27 年度		
	平成 28 年度		
成果目標	項目	現状	平成 26 年度目標

※枚数制限はありませんが、簡潔かつ具体的に記載してください。

平成 26 年度 地域づくり活動支援体制整備事業
 <内容審査評価表（地域づくり活動）>

項目	記入欄
有効性	<p>（地域づくり活動がその地域の活性化や、地域の抱える課題の解決に有効な公益性・共益性を有する活動であるかどうかについて記載して下さい。）</p>
継続性	<p>（本事業終了後も、地域づくり活動が自立的・継続的に事業を実施できるかについて記載して下さい。）</p>
適合性	<p>（事業型の地域づくり活動（地域ビジネス）であるということについて記載して下さい。）</p>
実現性	<p>（当該事業において適切な目標を設定し、その目標が実現性のあるものになっているかについて記載して下さい。）</p>

※枚数制限はありませんが、簡潔かつ具体的に記載してください。

平成 26 年度 地域づくり活動支援体制整備事業

様式 6

<必要経費の内訳>

応募団体名					
事業名					
必要経費合計（8%税込）					
必要経費の内訳					
各取組の名称	取組〇〇				
項目	単位	数量	単価	項目合計(税込)(円)	備考
① 謝金					・貴団体の謝金規定等に基づいて計上して下さい。 ・それぞれが何を担当するのかを備考欄に記載して下さい。
② 旅費					・当該取組で発生する交通費を計上して下さい。
③ 会議費					・会議に要する会場借上、資料作成費等を計上して下さい。
④ 通信運搬費					・郵送料、電話料通信費等について計上して下さい。
⑤ 広報費					・広告代、web ページ作成費用等を計上して下さい。
⑥ 借料・損料・使用料					・物品等の使用料又は賃借料について計上して下さい。
⑦ 外注費					・事業の一部を外部に委託する場合に要する経費について計上して下さい。
⑧ 賃金					・当該事業に必要な臨時職員等の賃金を計上して下さい。
⑨ 消耗品費					・事務用品費及び消耗器材費について計上して下さい
⑩ 雑役務費					・送料等雑役に要する経費について計上して下さい。
⑪ 報告会経費					・国土交通省が開催する報告会に出席するための交通費を計上して下さい。
⑫ 印刷製本費					・冊子を製本するのに要する経費について計上して下さい。
合 計					

※各取組ごとに作成をお願いします。

平成 26 年度 地域づくり活動支援体制整備事業
 <全体収支計画>

	費 目	金 額 (円)
収 入		
	合 計 (A)	
支 出	補 助 事 業	
	(補助対象)	
	(補助対象外)	
	小 計 (B)	
	その他の事業	
	小 計 (C)	
収 支 計	(A) - ((B) + (C))	

平成 26 年度 地域づくり活動支援体制整備事業
 <他の補助・支援事業等>

他の支援事業との重複を避けるため、本事業で応募する中間支援活動または中間支援の対象となる地域づくり活動について国・地方公共団体の補助事業、公益法人等が実施している支援事業等に、今年度応募予定またはすでに応募済み、もしくは今年度すでに採択されたものが含まれている場合は、補助事業の名称、補助事業の実施機関の名称、補助事業の期間、事業名、事業の概要、当該取組との関係を記述して下さい。

項目	記入欄
補助を受けた団体名	
応募・採択状況	1. 応募予定 2. 応募済み 3. 採択済み 4. 該当なし
補助事業等名称	
補助事業等の 実施機関の名称	
補助事業等の期間	
事業名	
事業の概要	
当該取組との関係	